

県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故による堆肥の出荷停止による減収分及び米の風評被害による減収分の逸失利益等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）に対する和解金として金3,237,793円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月26日

（仲介委員 鈴木雅芳）

別紙

単位:円

損害項目	期 間	和解金額
逸失利益 (堆肥)	H 2 3 . 3 ~ H 2 4 . 3	3, 0 0 1, 0 3 1
逸失利益 (米)		7 5, 2 5 7
検査費用		6 7, 2 0 0
弁護士費用		9 4, 3 0 5
損害合計		3, 2 3 7, 7 9 3